



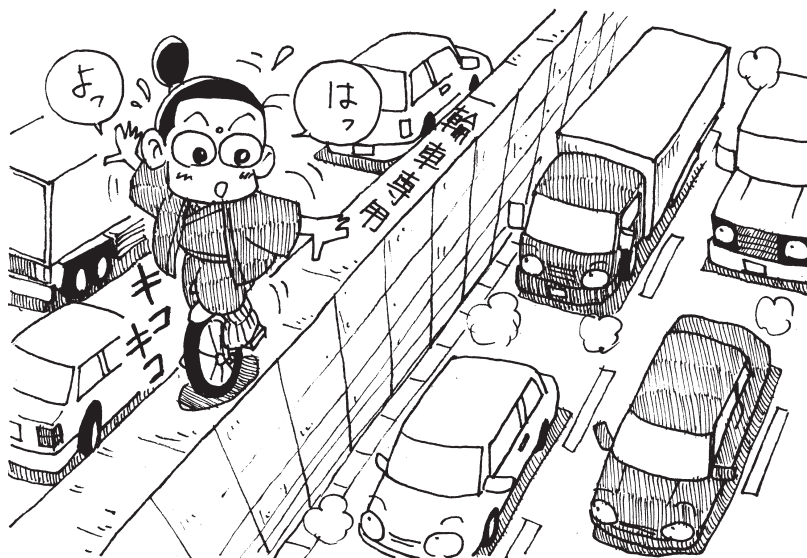
自転車はどこを走ればよいのでしょうか？

自転車は、法律（道路交通法）では荷車や馬車と同じ「軽車両」の1つで、軽車両は自動車と同じ車両の一種です。道路交通法上は、「車道通行の原則（道路交通法第17条第1項）」により、車道と歩道の区別があるところでは車道を通行するのが原則で、車道の左側端を通行しなくてはなりません。ただし、普通自転車は道路標識など（自転車および歩行者専用の標識）で通行することが示されている場合には、次のルールのもと歩道を通行することができます。

- 自転車が歩道を通行する場合には、車道寄りの部分を徐行し、歩行者の通行を妨げる場合は、一時停止しなければなりません。
- 信号機がある交差点では、信号機に従わなければなりません。また、狭い道から広い道に出るときには、徐行しなければなりません。
- 道路を横断するときに、近くに自転車横断帯がある場合にはそこを通行しなければなりません。ただし、自転車横断帯がなく横断歩道がある場合には自転車を降り、押して渡らなければなりません。

なお、普通自転車とは車体の大きさや構造（長さ190cm、幅60cmを超えないこと、歩行者に危害を及ぼすおそれがないことなど）が基準に適合する二輪または三輪の自転車とされています。

近年、自転車が歩道を無秩序に通行している実態を踏まえ、平成20（2008）年6月に道路交通法の一部が改正され、普通自転車の歩道通行可能要件が明確になりました。普通自転車は、これまでの歩道通行可の標識がある場合のほか、普通自転車の運転者が児童、幼児、高齢者、身体障害者であるとき、または車道を通行することが危険であると認められるとき



には、歩道を通行することができるようになりました。また、普通自転車は歩道内で徐行しなければなりません、幅の広い歩道で白線やカラー舗装などで自転車の通行部分が指定されている「普通自転車通行指定部分」では、近くに歩行者がいないときには歩道の状況に応じた安全な速度と方法で通行ができるようになりました。逆に歩行者はこの部分をできるだけ避けて通行するように努めなければなりません。

自転車は、生活に広く普及している交通手段であり、近年の環境対策、国民の健康増進などの観点から今後さらなる利用増加が見込まれています。しかし、自転車が関連する交通事故は増加傾向にあり、最近10年間で約4.6倍に増加しています。このようなことから、国、自治体、警察、地元住民が一体となり、自転車道や自転車レーン整備など、安全な自転車の通行空間を整備する取組みが進められています。秩序ある自転車利用を進めるためには、それとあわせて自転車利用者へのルール・マナーの周知活動が重要です。